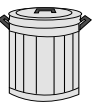


ごみの収集に ごみ協力を

詳しくはごみ対策課 ☎73・2117へ



10月13日(祝)のごみ収集

10月13日(祝)は、次の地域について一部品目の収集作業を行います。

燃やせるごみ=本町二丁目、小山、幸町、前沢、南町、滝山、下里、柳窪、野火止、八幡町、弥生、トレイ=前沢、南町、滝山

清掃車の爆発炎上事故が発生

9月2日、南町二丁目都営東原住宅公園横清掃施設にて清掃車が不燃ごみを収集中に爆発炎上事故が発生しました。



ごみ収集車の消火作業をする消防隊員

缶に穴を開ける場合は、屋外で風通しの良い場所で行ってください。シンナーやラッカー等の液体や気体はごみとして排出できませんので、ご協力をお願いします。

10月は「マイバック持参キャンペーン」月間深刻化する環境問題に対応するために、私たち一人ひとりが日々、環境に負荷の少ない消費生活をしていくことが求められています。

市内の私立幼稚園では、16年度に入園する3歳、5歳の園児を下表の通り募集します。各園とも願書の配布は10月15日(水)から、受け付けは11月1日(土)からです。入園についての問い合わせは、直接希望する各園へ。

16年度 市内の私立幼稚園 園児募集

私立幼稚園一覧表

幼稚園名	所在地	電話番号	募集人員		
			3歳児	4歳児	5歳児
落合幼稚園	新川町1-13-19	71・2639	120名	15名	0名
久留米幼稚園	幸町1-1-23	71・0126	34名	20名	4名
久留米神明幼稚園	中央町2-9-30	71・2726	90名	30名	0名
神山幼稚園	神宝町1-17-12	71・2549	70名	0名	0名
豊島なでしこ幼稚園	東本町8-14	71・3772	60名	若干名	若干名
前沢幼稚園	前沢2-2-2	71・4155	100名	若干名	若干名
緑ヶ丘幼稚園	学園町1-9-27	21・9229	70名	50名	30名

ご利用ください

私立幼稚園入園支度金貸付制度

私立幼稚園の入園手続きの際に幼稚園に納入するための資金として、対象園児1名につき15万円を限度に、15回以内の均等償還方式でお貸しします。詳しくは同課子育て支援係 ☎70・7736へ。

住民基本台帳 カードは2種類

顔写真付きは公的身分証にも

住民基本台帳カードは、希望する市民の皆さんに市が交付します。同カードは次の2種類から選ぶことができます。Aタイプ(写真なし)は、表面記載は、氏名と有効期限のみ。Bタイプ(写真付き)は、表面記載はAタイプの記載事項に、住所、生年月日、性別、顔写真が加わります。

申請の際には、本人確認ができる書類(パスポートや運転免許証や保険証等)があり、お持ちでない場合はその旨お話しください。詳しくは市民課 ☎70・7722へ。

東久留米市 表彰式典

91名の方と5団体を表彰

市では、毎年10月1日の市制記念日に、市の公益の増進に寄与し、市民の生活と文化の向上に特に功労のあった方々を表彰しています。

今年も午前10時半から中央公民館で表彰式典を開催し、総勢91名の方と5団体に表彰状または感謝状を贈呈します。

受賞は次の通りです。
【表彰状】保健衛生功労1名 功労9名
社会福祉功労3名 防災功労18名 行政功労2名 住民自治功労6名 社会教育功労7名 市民体育功労13名と1団体 文化功労3名 自治功

【感謝状】市の公益のため金賞および土地の寄付をされた方15名と4法人
詳しくは総務課秘書係 ☎70・7712へ。

赤い羽根共同募金運動は、主に福祉サービスの担い手(民間福祉施設やボランティア団体等)の事業運営や質の高い福祉サービスを提供するための備品購入等に対する配分申請に基づいて、全市民的募金運動が展開されます。現在、社会的に求められて

いる地域内の子育て活動や、家庭支援活動等にも重点的に配分される予定です。地域に根ざした民間福祉サービスを支える募金運動へ、皆さんのご協力をお願いします。

【募金方法】自治会へ、自治会、班単位で募金袋を使用した各戸募金と会費による一括募金があります。街頭募金で10月5日(日)午後1時

青色申告で事業発展を 記帳は簡単・大きな特典

青色申告は、事業所得や不動産所得のある方に青色申告をお勧めしています。青色申告を選択されると、記帳することにより事業の経営状態が分かることにより、税金面でも青色申告特別控除

青色申告の特典(届出が必要) 純損失の繰越控除等、さまざまな特典があり、大変有利な制度となっています。ぜひ、この機会に青色申告を選択してください。

申請書等の記載・記帳方法や内容など、詳しくは東久留米市役所個人課税第一部門 審理・指導担当 ☎042・394・6811(内線316または317)へ。

申請書等の記載・記帳方法や内容など、詳しくは東久留米市役所個人課税第一部門 審理・指導担当 ☎042・394・6811(内線316または317)へ。

お気軽に 無料相談

【専門】 予約は広報課 ☎70・7777(代)へ。法律相談 10月15日、22日の午前10時から、市役所2階相談室。担当=弁護士。いすれも10日の午前8時半から(チャイムが鳴ってから)先着順に電話予約を受け付け。登記相談 11月5日の午後1時から、市役所2階相談室。土地等の所有権移転など。担当=司法書士。10月31日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。表示登記相談 11月5日の午後1時から、市役所2階相談室。建物の新・増・改築の登記など。担当=土地家屋調査士。10月31日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。相続相談 10月8日の午後1時から、市役所2階相談室。担当=税理士。10月3日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。人権の上相談 10月15日の午後1時から、市役所2階相談室。担当=人権擁護委員。10月7日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。不動産相談 10月15日の午後1時から、市役所2階相談室。担当=宅地建物取引主任者。10月9日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。【住まい】 住宅増改築相談 10月9日の午前10時から、市役所2階相談室。住宅の修理・改築工事。一式、見積もりなど。担当=市住宅増改築等幹線(あつせん)事業登録団体協議会。直接会場へ。耐震相談 10月8日の午後2時から、市役所1階屋上。担当=東久留米建築設計協会。申し込みは前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎76・1515へ。